

令 和 8 年 度

「 緑と水の森林ファンド」
岡山県助成申請事業募集要領

公益社団法人岡山県緑化推進協会

〒700-0902 岡山市北区錦町1番8号岡山県木材会館5階D号室
TEL/FAX 086-221-9511

令和8年度「緑と水の森林ファンド」岡山県助成申請事業募集要領

はじめに

社会環境の変化に伴い、国民の森林・みどりに対する関心はますます高まっており、具体的な「国民参加の森林づくり運動」を一層推進することが課題となっています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や人生100年時代におけるライフステージに応じた健康・教育・観光等への森林空間利用の促進、さらに2030年ネイチャーポジティブ、2050年カーボンニュートラルの実現等を念頭に、森林の重要性に対する理解の推進を図るとともに、森のようちえんなど新たな森林の利用や森林環境教育の推進を具体的に図っていくことが重要となっています。さらに、東日本大震災、能登半島地震及び気象災害では森林が多大な被害を受けその復興への支援が引き続き求められています。

このような中、公益社団法人国土緑化推進機構では、「緑と水の森林ファンド」の基本課題である森林資源の整備及びこれらを通じた水資源のかん養や森林の利用等に関する総合的な調査研究、普及啓発、基盤整備等の推進を図るため、民間団体の主体的・多様な参加による国民運動を展開することとし、「緑と水の森林ファンド」都道府県事業が実施されます。

岡山県緑化推進協会では、令和8年度に協会が助成申請する岡山県内の事業（岡山県助成申請事業）を公募します。

以下に定める事項に基づき申請して下さい。

「緑と水の森林ファンド」都道府県事業による助成は、以下の重点課題に沿った4分野（普及啓発、調査研究、活動基盤の整備、国際交流）の事業に対し、重点的に助成を行うこととします。

《重点課題》

- 1 人生100年時代におけるライフステージに応じた森林空間利用の促進
- 2 「緑や水」「森林と木材の利用」「震災復興支援」など森林に関する総合的・効果的な普及啓発
- 3 地域材の利用推進等山村資源の有効活用等による山村地域の活性化
- 4 リーダーの養成、森づくり活動における安全確保、ネットワーク形成支援等による森林ボランティア活動支援
- 5 学校林活動など森林ESD（森林環境教育）の促進や緑の少年団活動支援、中高等教育との連携等による次世代の育成
- 6 森林の公益的機能、持続的な森林づくり等に関する研究

[1] 対象者

- (1)岡山県緑化推進協会の会員（正会員又は賛助会員）
- (2)岡山県内の民間の非営利団体（次の①又は②のいずれかに該当する団体や地域の自主的な活動組織）
 - ①「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ②以下のすべての要件を満たす団体等
 - ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。規約等には、名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について

規定されていること。

イ 嘗利を目的としないこと。

(3)岡山県内の非営利の法人

(4)岡山県内に住所を有する又は岡山県内の学校・企業に通学・通勤する個人（調査研究に限る）

[2] 対象事業（岡山県内で実施するものに限る）

1 普及啓発

- (1) 人生100年時代におけるライフステージに応じた森林空間利用の促進を図るための普及啓発活動
- (2) 「緑や水」「森林と木材の利用」「震災復興支援」など森林の総合的利用の促進
- (3) 青少年を対象とする森林ESDの推進（森のようちえんを含む）など森林環境教育の促進
- (4) 地域材の利用促進・木材需要の拡大等の山村地域の活性化・地域づくり運動の推進

2 調査研究

- (1) 森林の保全・公益的機能の増進等に関する調査研究
- (2) 青少年を対象とする森林ESDの推進（森のようちえんを含む）など森林環境教育に関する調査研究
- (3) 学校林や学校周辺森林の教育的活用のための調査研究
- (4) 山村資源の有効活用・地場産業の振興等山村地域活性化に関する調査研究

3 活動基盤の整備

- (1) 森林ESDの推進（森のようちえんを含む）や緑の少年団活動など森林ボランティアリーダーの養成・ネットワーク形成等の活動支援
- (2) 森林づくり活動を通じた農山村と都市住民等との交流促進・山村地域活動支援
- (3) 青少年の教育、中高等教育との連携の場としての森林の活用促進
- (4) 地域のシンボル的森林の利用促進

4 国際交流

- (1) 国内で開催される森林に関する国際会議への支援
- (2) 森林・林業に関する海外との情報交換

ただし、次の各号の1つに該当する場合は、助成の対象となりません。

- ① 専ら特定の事業者の利益のために行われるもの
- ② 他の団体等への資金の助成等を内容とするもの
- ③ 事業が申請者の負担において行うべきものと認められるもの
- ④ 事業内容が一般に広く波及効果があると認められないもの
- ⑤ 事業が自主的・組織的な活動と認められず、適切に完遂できると認められないもの
- ⑥ 助成事業者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関与が認められた場合

[3] 事業期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

[4] 助成対象経費

(1) 助成の対象となる経費は、次のとおりです。

項目	区分	摘要	要
講師・指導者・学識経験者・通訳等への謝金、旅費等	謝金等	一人一日2万円以内（外部からの招請者に限る）	
	旅費	旅費・交通費：実費（合理的な経路、経費で積算したもの） 宿泊費：実費（ビジネスホテル程度（一泊1万円以内））	
調査研究費	労賃等	外部の技術者等の旅費（実費（同上）） 調査研究の指導に当たる技術者については謝金を支払うことができる。その他の者については労賃（最低賃金程度）を支給。	
会場費	借上料	設営費を含む	
資機材費	資材費	事業実施に必要な簡易な苗木、肥料、器具、用具、燃料等の購入、借上げ	
	器具・用具代		
委託費	委託費	専門的な技術を要する作業、業務等に限る	
事務費	用品費	事務用品、消耗品等	
	印刷費	報告書・パンフ・チラシの作成（インク代含む）	
	通信費	郵便代等	
	その他	事業の企画・調整等に要する人件費。ただし、助成額の10%を上限とする。	
保険費	保険料	ボランティア等傷害保険料、損害賠償保険料	
森林づくり活動等のボランティア活動関連	受入れ施設費	公共施設等を宿舎等として一括借上げる場合の施設費	
	交通費	事業場所最寄り（公共交通の最終地点）の集合・解散場所から事業場所までの交通実費（借上料等）	

（詳細については、別紙1を参照して下さい）

(2) 助成の対象とならないもの

- ①食糧等飲食費。ただし熱中症対策の飲料等は除く。
- ②汎用性があり、資産の形成につながる資材の購入。
- ③衣服、靴等、個人の所有となる物品の購入。
- ④森林ボランティア活動の
 - ア 労賃
 - イ ホテル、旅館、厚生施設等の宿泊費
 - ウ 居住地から事業場所最寄り（公共交通の最終地点）の集合・解散場所までの交通費

[5] 助成金の限度

団体 30 万円、個人 10 万円（岡山県全体で 140 万円）

[6] 応募方法（助成申請事業申請書の提出）

申請者は、「様式 1」「緑と水の森林ファンド」岡山県助成申請事業申請書を（公社）岡山県緑化推進協会へメールにより提出してください。

〔提出先〕 公益社団法人岡山県緑化推進協会 田中あて

〒700-0902 岡山市北区錦町 1 番 8 号 岡山県木材会館 5 階 D 号室

TEL/FAX 086-221-9511

Mail : midori-kyokutyou@pv4.haren.net.ne.jp

（メールの件名は、「【公募申請】団体名」としてください。）

HP : <https://www.green-okayama.or.jp/>

[7] 募集期間

令和 8 年 2 月 18 日から令和 8 年 3 月 18 日までとします。

[8] 助成申請事業申請の適否等

助成申請事業申請については、先ず、岡山県緑化推進協会の会員を優先して助成申請対象の候補とし、次に、新規事業を優先して助成申請対象の候補とします。その上で、令和 8 年度「緑と水の森林ファンド」岡山県助成申請事業募集要領により、事業の必要性、緊急性、効率性、独自性や地域の特性等を考慮して対象の適否を判断し、令和 8 年 4 月 3 日（金）までに結果を連絡します。

[9] 問い合わせ

公益社団法人岡山県緑化推進協会 田中あて

〒700-0902 岡山市北区錦町 1 番 8 号 岡山県木材会館 5 階 D 号室

TEL/FAX 086-221-9511

Mail : midori-kyokutyou@pv4.haren.net.ne.jp

（メールの件名は、「【公募問い合わせ】団体名」としてください。）

助成対象経費について

助成対象経費の項目、区分は、公募事業募集要領の〔4〕助成対象経費の記述によりますが、一般的な簿記の勘定科目（諸謝金、租税公課、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、賃借料、保険料、委託費、雑費等）に従って整理しても構いません。

1. 謝金等について

講師等への謝金については、一人一日2万円以内とします（税別可）。これを超える分については自己資金から支出してください。旅費については合理的な経路、経費で積算したものについて助成します。積算にあたっては経路検索ソフト等を利用してください。宿泊費については実費支給としますが、一人一泊1万円以内とし、これを超える分については自己資金等から支出してください。

2. 資機材について

パソコン、プリンタ等資産となる物品の購入は助成対象外とします。また、森林整備を行うために必要なチェンソーは1台のみ（5万円まで）、刈払い機については1台のみ（3.5万円まで）とし、これを超える分については自己資金等から支出してください。その他、資産となる可能性のある物品の購入については事前にご相談ください。

3. 労賃・人件費について

事業の企画・調整等に要する労賃・人件費については、助成額の10%を上限として助成できるものとします。ただし、労賃・人件費の積算単価は最低賃金時間額を上限とします。

4. 交通費について

交通費については公共交通機関の利用を原則とします。ただし、バス・レンタカーの利用・借上げは、公共交通機関の利用に比べて有利な場合に限り利用できるものとします。また、自家用車等を利用する場合は、ルート検索ソフトを利用し、ガソリン代は1kmあたり18円として、計算・請求することができます。また、高速料金も適正なルートについて請求することができます。

5. その他

団体の資産となるような資機材、個人の所有となるような物品の購入については助成対象外とします。

印刷費、委託費、旅費については、基本的にそれぞれ助成額の20%を上限としますが、事業の内容、性質によってはこれを超えることもあるので、その際はご相談ください。

食糧等飲食費については原則助成対象外としますが、熱中症対策の飲料等については必要な数量について助成します。

[様式 1]

令和 8 年 月 日

令和 8 年度「緑と水の森林ファンド」岡山県助成申請事業申請書

公益社団法人岡山県緑化推進協会
会長 小野泰弘様

申請者：団体名
代表者氏名
郵便番号
住所
電話番号：
E-mail：

下記の事業について、「緑と水の森林ファンド」岡山県助成申請事業を申請します。

記

1 事業計画

事業名	
事業の目的 及び概要	
事業の類型	
事業の内容	
募集対象者	
参加予定人員	
実施場所	
事業の実施による 波及効果	
事業実施期間 等スケジュール	事業実施期間 年 月～ 年 月
	事業実績報告書提出予定 年 月

2 事業のSDGsの分類（試行）SDGsの説明

分類番号（ ）

（分類方法は国土緑化推進機構のホームページの（https://www.green.or.jp/about-us/declaration_sdgs/）を参照）

3 予 算 計 画

(1) 収 入 予 算

区 分		予 算 額 (千円)	内 訳
森林ファンド助成金			
自己 資 金 等	自 己 資 金		
	会 費 ・ 参 加 費		
	その他の助成金等		
合 計			

(2) 支 出 予 算

区 分		予 算 額 (千円)	内 訳
森林 ファ ンド 助成 金支 出内 訳			
	計		
自己 資 金 等支 出内 訳			
	計		
合 計			

4 森林ファンド助成金申請額

千円

事業担当者氏名：
連絡先 電話番号：
E-mail :

F A X 番号：